

「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」
に対するコメント

平成 15 年 4 月 21 日

公 認 会 計 士

犬飼 茂利男

上記指針に対して、以下のとおり意見、要望を述べさせていただきます。

1. 外貨換算について

外貨のリスクについて検討状況の整理では特に記載されていません。IAS36号によると、将来キャッシュ・フローは、それらが発生する通貨によって見積もられ、そして、当該通貨に適切な割引率を用いて割引かれる、と記載されています。

日本基準でもこのような考え方に立つとした場合、例えば、ドル建てで売上を計上する会社に対して割引率はどのリスクを考慮して計算すべきなのかという議論があると思われます。輸出企業（米ドル）で、さらに海外から部品を調達（中国元）している場合は、キャッシュ・インは米ドルのため、米国でのリスクを考慮した割引率になる反面、キャッシュ・アウトは人件費等について日本国のリスク、部品について中国元というように、それぞれの割引率を変える必要があるのでしょうか。それとも、日本国でのビジネスを行っているため、日本国でのビジネスを考慮した割引率を設定すればよいのか記述される必要があると思われます。

また、グルーピングで米国販売子会社と国内製造子会社が一つの現金生成単位になる場合、キャッシュ・フローは日本円と米ドルとで2本生じることになりますが、このような場合の割引率の設定方法についての指針を示していただきたいと思われます。

2. 海外とのグルーピングについて

海外子会社とのグルーピングを考慮する際、通常輸出入には移転価格のリスクがあり、税務上の観点から公正価値で売買していると考えられるため、海外とのグルーピングは基本的に行う必要がない、あるいは行うことができないと考えてよいのか明示していただきたいと思います。特に欧州国内で製造販売を行っているケースは、このような事態は頻繁に生じると考えられます。

3. インフレ率の検証について

検討状況の整理ではインフレ率をどのようにキャッシュ・フローに反映させるかについて特に述べられていませんでした。特に海外でインフレが高い国の現金生成単位に関する減損の認識、測定に関し、論点があると思われます。

特に高インフレのため、将来のインフレを加味したキャッシュ・フロー（名目ベース）を作成すると、割引前キャッシュ・フローの合計が非常に高くなる可能性があります。当該インフレ率を補正の必要性について、補正する場合には、中期経営計画等としてマネジメントが合意していた場合に、当該キャッシュ・フローを減損会

計のために修正することにより必ずしも社内で合意されたものではないという点も考慮したうえで、明示すべきと思われます。

また、キャッシュ・フローがインフレ率を加味したベース（名目ベース）であるならば、割引率も名目ベースで計算すべきであり、キャッシュ・フローがインフレ率を補正したベース（あたかもインフレがないとした場合：実質ベース）であるならば、割引率も実質で計算すべきであると理解していますが、割引率は実質ベースと名目ベースで分けて考えるべきなのか示していただきたいと思います。実質ベースの利率が公表されていないため（特に国債レート等で入手できない場合）実質ベースでの割引率を計算できない場合の補正方法も明示していただきたいと思います。

4. 税引前、税引後の議論

IAS36号では、使用価値を求める過程で、税引前を用いるように指導しています。その理由として税引前のキャッシュ・フローに税引前の割引率を用いて計算する方法と、税引後のキャッシュ・フローに税引後の割引率を用いて計算する方法では理論的に一致しているからという記述があります。IASの場合、割引後の現在価値に引き直した使用価値と簿価とを比較し、減損の認識を行います。日本基準では、割引前のキャッシュ・フローと簿価を比較して認識を行うため、税引前キャッシュ・フローを用いた方が、減損の認識ありとなるケースが少なくなる傾向になります。従って、必ずしも税引前と税引後で実施する場合で結果が一致するとはいえなくなります。これに関し、意見書では、法人税等の支払額及び還付額について、固定資産の使用又は処分から直接的に生ずる項目でないため、将来キャッシュ・フローの見積には含めないという文言のみの記載でした。しかしながら、実際には固定資産の使用に伴い、減価償却費を通じて税金の軽減が可能になっていることを鑑みると、必ずしも税務と固定資産の使用と無関係とは言えないと思えます。

なお、SFAS144号では、公正価値を求めているため、必ずしも日本基準と比較すべきではないかもしれませんが、キャッシュ・フローの計算、及び割引率の計算方法において、特に税引前、税引後の議論がなされていないようでした。当該解釈として、一般的には税金の調整を固定資産のキャッシュ・フローの反映させるのが難しいので、一般的には税引前を使うことになるという説があるということですが、その点との整合性があるのか触れていただきたいと思います。

5. 期待値を用いるキャッシュ・フローについて

減損の測定に関し、SFAS144号及びFASB Concepts statement7において、日本基準と同様に伝統的なキャッシュ・フローを用いる方法（最頻値法）と、期待値を用いるキャッシュ・フロー法（期待値法）があります。この際、期待値法ではすでにキャッシュ・フローにおいてリスクが織り込まれているので、リスク・フリー・レートで割引計算を行うと記載されています。しかし、日本基準では、例えば期待値を用いてキャッシュ・フローを作成したとしても、リスクが反映されているわけではないので、再度見積もりから乖離するリスクを割引率あるいはキャッシュ・フローに反映させなくてはならないと記載されています。期待値法の考え方に相違が生じている理由を示していただきたいと思います。

6. 税務上の取扱いとの関連について

減損損失の結果に基づき、固定資産税の軽減等を考えた際、固定資産台帳そのものを修正する必要があります。しかし、実務上、該当する資産グループに係る固定資産台帳全てを修正するのは容易ではないと考えられます。さらに、減損損失の計上は法人税法上、損金に算入されない可能性があり、二重帳簿が必要となることもあります。税務上の取扱いとの関連についても記載していただきたいと思います。